

## 管理業務規約

◆お客様のご所有地を素晴らしい自然と調和した綺麗な環境にし、お客様がお住まいになる時のため、御売却なさる時の為に快適な環境を維持し、管理・環境美化を目的とします。

◆土地管理は、下記の業務を行います。

1. 年間2回の宅地内草刈 (宅地内粉碎処理)

春⇒6月～9月頃      秋⇒10月～1月頃      大型草刈機で綺麗に草刈します。

2. 前面道路の清掃 (U字溝等の清掃は別途)

3. 所有者様看板設置

4. 施工後の写真撮影 年2回送付

5. 境界石の有無確認(初回のみ)

6. 境界杭確認の立ち会い代理

7. ご所有地の有効利用に関する相談(相続・売買等)

8. ご所有地へご案内(事前にご連絡ください)

※契約更新は、お客様よりお断りのご連絡がない限り、自動継続致します。

またお客様の住所の移転等ございましたら、当社にご連絡頂ければ幸いです。